

ラムサール条約戦略計画2016-24



Convention
on Wetlands

長期目標：

**湿地が保全され、賢明に利用され、再生され、
湿地の恩恵が全ての人に認識され、価値付けられること**

ラムサール条約第4次戦略計画は、条約の使命のもと、締約国、パートナー団体、その他の利害関係者が行う、世界的な湿地の減少を防ぎ、歯止めをかけ、増加に導く活動を支援するため、4つの全体目標と19の個別目標から成る新たな長期目標を提示します。



戦略的目標1： 湿地の減少と劣化の要因への対処

湿地に対する人間の影響は増加しています。湿地環境の劣化と湿地の減少の要因に働きかけ、計画作成や意思決定に湿地の(金銭的・非金銭的な)価値を持つ役割を組み込むためには、湿地の持つさまざまな環境機能や恩恵が広く社会に理解されるように湿地資源と湿地生態系の恩恵の評価を可能にする方法を開発することが必要です。

締約国、条約事務局、ラムサール地域イニシアティブおよび国際機関パートナーは、湿地に対する脅威を減じ、傾向に働きかけ、湿地を再生し、優良事例を共有するため、利害関係者との連携を強化します。

- ① 国または地方レベルの、水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業などの主要分野に関する、国や地方の政策戦略や計画の中で、湿地の恩恵が考慮される。
- ② 水の利用は、とりわけ集水域レベルや沿岸域において、湿地生態系がその機能を十分に発揮し、適切な規模でサービスを提供できるよう、湿地生態系が必要とする水量に配慮する。
- ③ 官民のセクターが、水と湿地の賢明な利用のためのガイドラインや優良事例を適用するため、取り組みを強化する。
- ④ 侵略的外来生物、およびその移入と分布拡大の経路が特定され、優先順位をつけられる。優先的に対処すべき外来種が防除あるいは根絶され、それらの移入や定着を防ぐための対応策が整備・実行される。

戦略的目標2： ラムサール条約湿地ネットワークの 効果的な保全と管理

ラムサール条約湿地は、国際的に重要であると正式に認められている湿地帯に関する世界最大のネットワークを構成しています。このネットワークは、より大きな湿地ネットワークの基幹となっています。

締約国は、既存のラムサール条約湿地の保護と効果的管理と、先住民族や地域社会を含めた利害関係者の十分かつ効果的な参加を可能にし、条約に登録される湿地の数や面積が増加するようたゆまず努力して、条約の効力のおよぶ範囲が拡大するよう最大限の努力を約束しなければなりません。

- ⑤ ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画づくりと総合的な管理を通じて、維持または再生される。
- ⑥ これまで過小評価されてきた生態地域や国境をまたぐ湿地などを含め、特に代表的ではないタイプの湿地について、ラムサール条約湿地ネットワークに含まれる湿地の面積や数、生態学的連続性が大幅に増加・向上する。
- ⑦ 生態学的特徴が変化するおそれのある湿地で、湿地を脅かす要因に対する対策が行われる。

ラムサール条約の使命

全世界における持続可能な開発の達成に寄与するための、地方や国内での行動と国際協力を通じた、すべての湿地の保全および賢明な利用



www.ramsar.org

戦略的目標3： すべての湿地の賢明な利用

すべての湿地を賢明に利用するため、締約国は、現在ラムサール条約湿地ネットワークに含まれている湿地の枠を超えて、確実な湿地対策を行わねばなりません。

この対策は、集水域レベルを含め、国、地方、地域および国境をまたぐレベルで必要となり得ます。

生態系の機能やサービス、恩恵に関する認識を、広範なセクターの中で、そして様々な活動主体とともに主流化させれば、この取り組みの確実な成功に役立つでしょう。

- ⑧ すべての湿地の保全と効果的な管理を推進するため、国の湿地目録が着手され、完成または更新され、広く周知され、活用される。
- ⑨ 湿地の賢明な利用が、特に河川集水域や沿岸域にそって、統合的資源管理を通じて適切な規模で強化される。
- ⑩ 湿地の賢明な利用および湿地資源の慣習的な利用に関する先住民族や地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法や関連の国際的義務に従って記録され、尊重され、すべての関連するレベルにおいて、先住民族や地域社会が十分かつ効果的に参加するかたちで、条約の実施に完全に組み込まれ、反映される。
- ⑪ 湿地の機能、サービス、恩恵が広く紹介され、記録され、周知される。
- ⑫ 生物多様性保全、防災・減災、生計手段および/または気候変動の緩和と適応に関連する湿地を優先させるかたちで、劣化した湿地の再生が進行する。
- ⑬ 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業などの主要分野が湿地に影響をおよぼす場合、それらの持続可能性が強化され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。

運用上の目標4： 実施強化

湿地の存続と条約の成功のためには、締約国による戦略計画の実施強化が不可欠です。3つの戦略的目標と、最終的には条約自体の実施を強化するためには、さまざまなアプローチが役に立ちます。

それには、特に科学技術的助言と指導、資金・資材・人員の動員、普及啓発、可視性、能力養成に関して、締約国自らが、あるいは他の締約国や団体と協力して起こす重要な行動が必要です。

ラムサール条約事務局も、条約の普及啓発と可視性の向上、ならびに実施の強化に役立つ資金・資材・人員の動員において、重要な役割を果たします。

- ⑭ 関連のあるテーマについて、世界レベルや地域レベルでの科学的手引きや技術的手法が開発され、適切な形式や言語で、政策決定者や実務者が利用できる。
- ⑮ 各地域の締約国の積極的な関与と支援を受けたラムサール地域イニシアティブが、条約の十分な実施を助ける効果的ツールとなるよう強化・発展される。
- ⑯ 湿地の保全と賢明な利用が、コミュニケーション、能力開発、教育、参加、普及啓発を通じて主流化される。
- ⑰ 第4次戦略計画2016-2024を効果的に実施するため、あらゆる供給源から資金、その他の資源が利用可能になる。
- ⑱ すべてのレベルで国際協力が強化される。
- ⑲ 条約と第4次戦略計画2016-2024を実施するための能力養成が強化される。

